

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	川口市 保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

保育の実施等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和8年8月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育の実施等に関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び子ども・子育て支援法並びにその他関係法令に基づき、保育の実施等に関する事務を行う。 上記法令及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ・保育所等の利用調整に関する事務 ・保育所等への措置入所及び措置の解除に関する事務 ・保育所等への措置入所にかかる費用の徴収に関する事務 ・保育給付の教育・保育給付認定若しくは教育・保育給付認定の変更申請に関する事務（職権による変更も含む。） ・教育・保育給付認定に関する事務 ・教育・保育給付認定の現況届に関する事務 ・教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ・保育所等利用申込書類の窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能での受領 ・利用者負担額に関する事務
③システムの名称	・児童福祉システム ・既存住民基本台帳システム ・個人住民税システム ・住登外管理システム ・共通基盤システム（庁内連携システム） ・団体内宛名統合システム ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の9項 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の127項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表における情報提供】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【別表における情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表17・155の項 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 子ども部 保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、中間サーバー等へのアクセス可能な職員を限定し、権限のない職員による不正アクセス等への対策を講じていることから、リスク対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	ユーザIDによる識別とパスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 子ども部 保育課	川口市 子ども部 保育入所課	事後	組織改正による変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	保育課長 藤波 康彰	保育入所課長 藤波 康彰	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	－	(追加) ※保育所等利用申込書類について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらない。
平成29年10月25日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	－	(追加) ・サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらない。
平成29年10月25日	I 関連情報－3 個人番号の利用－法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の8項 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法第9条第1項 別表第1の8項 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの ※注1…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年10月25日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	保育入所課長 藤波 康彰	保育入所課長 田村 伊佐雄	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年3月23日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	・支給認定証に関する事務 ・略 ・略	・支給認定に関する事務 ・略 ・略 ・(追加)利用者負担額に関する事務	事後	事務の概要を詳細に記載したものであり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	I 関連情報－1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務－②事務 の概要	・略 ・支給認定の取消しに関する事務 ・利用者負担額に関する事務 ※保育所等利用申込書類について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。	・略 ・支給認定の取消しに関する事務 ・保育所等利用申込書類の窓口及びサービス検索・電子申請機能での受領 ・利用者負担額に関する事務	事後	事務の概要を詳細に記載したものであり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機 関における担当部署－②所属 長の役職名	保育入所課長 田村 伊佐雄	保育入所課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	追加項目	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年9月18日	I 関連情報－1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務－②事務 の概要	・保育給付の支給認定若しくは支給認定の変更申請に関する事務(職権による変更も含む。) ・支給認定に関する事務 ・支給認定の現況届に関する事務 ・支給認定の取消しに関する事務	・保育給付の教育・保育給付認定若しくは教育・保育給付認定の変更申請に関する事務(職権による変更も含む。) ・教育・保育給付認定に関する事務 ・教育・保育給付認定の現況届に関する事務 ・教育・保育給付認定の取消しに関する事務	事前	法令改正に伴う文言変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報－3 個人番号の利 用－法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の94項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条	・番号法第9条第1項 別表第1の94項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－法令上の根拠	【別表第2における情報照会】 ・略 ・略 ・番号法第19条第7号（別表第2の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができる」とされている項） ・略	【別表第2における情報照会】 ・略 ・略 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10の3条 ・番号法第19条第7号（別表第2の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができる」とされている項） ・略 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59の2条	事後	法令改正に伴う文言変更及び、根拠となる主務省令を追加記載
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－1.対象人数－いつ時点での計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施による見直し
令和2年10月22日	II しきい値判断項目－2.取扱者数－いつ時点での計数か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再実施による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・略 ・略 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・略 ・略	【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・略 ・略 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・略 ・略	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 子ども部 保育入所課	川口市 子ども部 保育幼稚園課	事後	組織改正による変更
令和4年3月2日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	保育入所課長	保育幼稚園課長	事後	組織改正による変更
令和5年3月1日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	・保育所等利用申込書類の窓口及びサービス検索・電子申請機能での受領	・保育所等利用申込書類の窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能での受領	事後	現行の運用に合わせた変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月1日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報照会】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3 【別表第2における情報提供】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている 項) ・別表第2(第13の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	【別表第2における情報照会】 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3 【別表第2における情報提供】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている 項) ・別表第2(第13の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの ・別表第2(第116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2の2	事後	番号法及び主務省令の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③ システムの名称	・児童福祉システム ・既存住民基本台帳システム ・個人住民税システム ・税宛名管理システム ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内宛名統合システム(宛名システム等) ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能	・児童福祉システム ・既存住民基本台帳システム ・個人住民税システム ・住登外管理システム ・共通基盤システム(庁内連携システム) ・団体内宛名統合システム ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年12月26日	I 関連情報-3. 個人番号の利用- 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の8項 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令(※注1)で定めるもの ※注1…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条 ・番号法第9条第1項 別表第1の94項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令(※注2)で定めるもの ※注2…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の9項 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の127項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正に伴う法令上の根拠の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第13の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの ・別表第2(第116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2の2	【別表における情報提供】 なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【別表における情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表17・155の項 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法令改正に伴う法令上の根拠の変更
令和7年12月26日	II しきい値判断項目-1. 対象人数-いつ時点の計数か	2020/4/1	2025/4/1	事後	再実施による見直し
令和7年12月26日	II しきい値判断項目-2. 取扱者数-いつ時点の計数か	2020/4/1	2025/4/1	事後	再実施による見直し
令和7年12月26日	IVリスク対策－8. 人手を介在させる作業	—	項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない